

|         |            |
|---------|------------|
| 提出日(西暦) | 2023年1月13日 |
|---------|------------|

品質管理システム概要書 ( 2022 年 12 月 15 日現在 )

監査事務所名 RSM清和監査法人

代表者名 戸谷 英之

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当監査法人の理事長は、「監査に関する品質管理基準」、「品質管理基準報告書」及び「RSM Quality Assurance and Risk Containment Policies (RSM QARC Policies)」に準拠し、当監査法人の品質管理システムに関する最終的な責任を負っており、理事長の指揮のもと、当監査法人の品質及びリスク管理に関する体制の整備及び運用上の責任を、品質管理担当責任者に割り当てています。

当監査法人は、「高い監査品質により、資本市場の発展に貢献する」を経営理念として掲げ、当監査法人の品質及びリスク管理に関する方針及び手続、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して業務を実施すること、及び状況に応じた適切な監査報告書を発行することについて、それぞれを強調する行動とメッセージを事務所内外に向け、明確に一貫して繰り返していきます。

【不正リスクへの対応】

当監査法人の品質管理システムは、不正リスクに対応するためのものを含んでおり、品質管理担当責任者が不正リスクへの対応に関する品質管理の責任を負っています。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

当監査法人は、職業倫理の遵守及び独立性の保持に関する体制の整備及び運用上責任を、倫理独立性担当責任者に割り当てています。

(1) 職業倫理の遵守

当監査法人は、RSMネットワークの一員として、RSM Ethics and Independence Policies (国際会計士連盟 (International Federations of Accountants : IFAC) の国際会計士倫理基準審議会 (The International Ethics Standards Board for Accountants : IESBA) が公表する倫理規程に対し、日本公認会計士協会の倫理規則で追加されている規定を追加したものを)を遵守して行動しています。RSM Ethics and Independence Policiesに基づき、当監査法人の全社員及び職員を対象として、

入社時及び毎年7月1日の定期確認時に、職業倫理に関する方針及び手続を理解し遵守していることを確認するとともに、定期的に開催している研修会において、職業倫理に関するコンテンツを受講することとしています。

## (2) 独立性の保持

当監査法人は、被監査会社に対する同時提供禁止義務等を定めているRSM Ethics and Independence Policiesのほか、公認会計士法等の我が国における職業倫理に関する規定を遵守しています。

また、当監査法人は、RSMが整備した全世界の被監査会社及びその関連事業体を登録したデータベース（RSM InTrust）をRSMネットワークで共有しており、独立性の保持が要求される被監査会社及びその関連事業体を適時に検索・照会し、被監査会社及びその関連事業体に対して禁止される非監査業務の同時提供を防止しています。このRSM InTrustの登録の網羅性及び正確性を保持するため、品質管理部においてモニタリングするとともに、RSMインターナショナルによるモニタリングも実施されています。当該モニタリングで問題又はその可能性が高いと判断される事象を識別した場合には、適時に是正することとしています。

倫理独立性担当責任者は、当監査法人、当監査法人と支配従属関係にある会計事務所等及びネットワーク・ファーム並びに当監査法人の専門要員が、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため、入社時及び毎年7月1日現在において独立性の保持のための方針及び手続の遵守による確認書として、倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」等を用いて独立性に対する阻害要因の有無を調査し、提出を求めることとしています。さらに、個別の監査業務において、監査責任者は、当監査法人の定める独立性の保持のための方針及び手続を遵守するとともに、監査チームのメンバーがこれを遵守していることを確かめ、監査調書に記録しています。

独立性の検討に際し相談事項が生じた場合には、倫理独立性担当責任者のもとで倫理独立性サポート課を設置しており、随時コンサルテーションを受けることができる体制となっています。個別の監査業務において、独立性に関する問題が生じた場合には、当該コンサルテーションの結果を監査調書に記録し、審査により承認を得ることとなっています。また、必要に応じてRSMインターナショナルの事務局と課題を共有し、協議し、解決する仕組みとなっています。

当監査法人は、監査業務の主要な担当者（監査責任者、審査担当者、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行うその他の者）の長期間の関与に関して、公認会計士法等及び職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守するように、「担当者の長期間の関与に関する指針」において、大会社等及びそれ以外の監査業務における連続関与可能期間及び担当する役割に応じたクーリングオフ期間並びに状況に応じたセーフガード措置について詳細に定め、運用しています。また、倫理独立性サポート課によりローテーション表を整備、運用しており、毎月の社員会にて審議しており、当該指針の遵守を確認しています。

### 3．契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

#### (1) 契約の新規の締結

当監査法人は、監査契約の新規締結審査に先立ち、「新規受嘱時の契約リスク評価に関する基本方針」に基づき、倫理・独立性関係、企業に関する情報及び監査資源に関して一定の基準を設け、審査手続に進む前に、社員会において判断すべき重要事項がないことを確かめることとしています。次に、当監査法人、全社員及びネットワーク・ファームが独立性を保持していることを確かめます。

上記手続を経て、原則として上級審査会<sup>1</sup>により、受嘱責任者及びその補助者が実施した契約リスクの評価（業務の性質と状況、企業及び経営者の姿勢及び不正リスク等の評価を含む。）に関して監査契約の新規締結審査を実施し、承認することとしています。

#### (2) 監査契約の更新

監査契約の更新に当たっては、当該監査業務の審査担当社員による承認を必要とすることとしており、一定の条件に照らし契約リスクが高い場合には、上級審査会による審査により承認することとしています。

#### 【不正リスクへの対応】

上記の通り、監査契約の新規の締結及び更新に関する契約リスクについては、不正リスクを考慮して評価することとしており、評価の妥当性について、監査契約の新規締結審査では上級審査会によって、監査契約の更新審査では当該監査業務の審査担当者（契約リスクが高い場合には上級審査会）によって承認することとしています。

### 4．専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

#### (1) 専門要員の採用

当監査法人は、専門要員の採用に関する責任を担当社員に割り当てており、当監査法人における予想成長率、離職率、昇進、退職及びその他の要因を予測した年間採用計画をもとに、当監査法人の品質管理システムの一部として、高品質の監査業務を遂行し、業務の実施又は責任の遂行のために必要な能力及びコンピテンシーを有した誠実な者を採用することとしています。

#### (2) 専門要員の教育・訓練

当監査法人は、研修に関する責任を担当社員に割り当てており、RSMの研修と継続的な専門能力開発に関する方針のもと、当監査法人の毎年の研修計画を立案、実行しています。また、各専門要員がそれぞれの役職と業務におけるニーズに適した

---

<sup>1</sup> 上級審査会は、監査チーム及び当該業務の審査担当者を除いた、監査チーム及び関与先に対して独立性を保持している社員3名で構成される会議体です。

OJTを受けられるよう環境を整備しています。研修の履修結果は、品質管理部研修課が総合的に管理しており、継続的専門研修制度で必要とされる以上の単位数を取得していることを確認しています。

### (3) 専門要員の評価

当監査法人は、専門要員の能力の開発と維持及び職業倫理の遵守に正当な評価と報酬を与える方針と手続を策定し、運用しています。専門職員については、品質管理活動、知識、業務能力、コミュニケーション能力、ビジネススキル、勤務姿勢、及び組織活動等その他の評価項目に関し、定期的な人事考課を実施し、その結果に基づき昇格及び報酬を決定しています。社員については、品質管理活動に最も重点を置いて評価を行い、その結果を社員報酬に反映しています。

### (4) 監査実施者の選任

業務執行社員の選任は、その業務を遂行するために必要な能力、権限及び十分な時間を有していることを確認の上、割り当てています。そのため、業務執行社員が、その責任を適切に果たすために十分な時間を確保できるよう、業務執行社員の業務量及び稼働率を監視するプロセスを整備し、運用しています。

補助者の選任に当たっては、当該業務において求められる専門的知識や経験といった能力の他、業務に従事する継続性及び当該職員の他の業務内容との兼務状況といった要素を考慮し、割り当てています。

### 【不正リスクへの対応】

専門要員の教育・訓練に当たっては、監査従事者が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当監査法人で開催する定期研修会のコンテンツに不正事例研修を取り入れています。

社員の担当業務に係るローテーション表に基づき、不正リスク対応基準が適用される監査業務においては、業務執行社員全員が同時期に交代することのないよう監査チームを編成していますが、業務執行社員全員が交代した場合には、前任者は後任者に不正リスクを含む監査上の重要な事項を伝達し、当該事項を監査調書に記録することとしています。

## 5. 業務の実施

### (1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当監査法人は、RSM Internationalの一員として、RSM Orb Global Audit Manualの要求事項を遵守し、監査業務を実施しています。このRSM Orb Global Audit Manualは国際監査基準の要求事項に準拠しています。当監査法人では、職業的専門家としての基準又は法令等の要求事項に従うために、RSM Orb Global Audit Manualを補

足する目的で、別途、監査マニュアルを整備し、運用しています。また、当監査法人では、監査品質の維持及び向上を目的として、品質管理部監査業務サポート課において、監査マニュアルや監査調書様式を開発・改定し、使用しています。

#### 【不正リスクへの対応】

不正リスクに適切に対応できるように、監査調書様式に監査における不正リスク対応基準を適切に反映させるとともに、監査マニュアルにおいて、補助者の監督、監査調書の査閲に関する方針及び手続を定めています。

#### (2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当監査法人は、会計基準等の解釈に係る専門的な見解の問合せを担当する専門部署として品質管理部調査研究課を設置しており、RSM Orbでの解釈に係る問合せ先として同RSM Orb課、並びにその他の監査基準及び監査手続に関する専門的な助言・指導を行う相談窓口を設置し、各個別業務の支援を行っています。

#### 【不正リスクへの対応】

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当監査事務所内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討することとしています。

#### (3) 審査の方針及び手続

当監査法人は、原則として、全ての監査業務について監査計画並びに監査意見の形成のための監査業務に係る審査を実施することとしています。なお、大会社等以外の監査業務で、監査報告の対象となる財務諸表の社会的な影響が小さく、かつ、監査報告書の利用者が限定されている監査業務のうち、幼稚園のみを設置している都道府県知事所轄学校法人の私立学校振興助成法に基づく監査、又は任意監査（公認会計士法第2条第1項業務のうち、法令で求められている業務を除く監査）である監査業務については審査を実施しないことができるものとしています。

なお、審査は、監査関与先ごとに選任された審査担当社員により実施しますが、重要な事項については、上級審査会による審査を受審しなければならないこととしています。

また、審査担当社員についても、業務執行社員と同様に担当業務ローテーションの対象としており、「担当者の長期間の関与に関する指針」において連続関与可能期間及びクーリングオフ期間を定め、運用しています。

#### 【不正リスクへの対応】

監査業務の新規の受嘱、更新、監査計画及び監査意見について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合又は不正による重要な疑義がある場合

においては、上級審査会による慎重な審査を実施することとしています。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当監査法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違がある場合には、上級審査会を開催し、上級審査会において解決を図ることとしています。なお、判断の相違が解決しないまま、監査報告書は発行できないこととしています。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

監査ファイルの最終的な整理に関し、RSM QARC Policies及び監査マニュアルに基づき、監査調書は監査報告書日後60日以内に監査ファイルの最終的な整理を完了するものと定めています。また、作成された監査調書は、監査マニュアル及びセキュリティ・ポリシー等情報管理に関する規定に基づき適切に管理し、保存しており、10年間保存されたのち、品質管理担当責任者の監督下で廃棄されます。

## 6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当監査法人は、RSM QARC Policies及びRSM Inspection Policyに従い、当監査法人のモニタリング及び改善プロセスに関する責任を担当社員に割り当てています。

当監査法人は、品質管理システムのリスク評価及びモニタリング活動実施基準に従い、当監査法人が達成すべき品質管理システムの構成要素に関連する目標として、品質目標を設定しており、品質目標の達成を阻害し得るリスク（以下、「品質リスク」という。）を識別して評価し、当該品質リスクに対応するよう品質管理システムを整備して、随時又は定期的にモニタリング活動を実施しています。なお、当監査法人のモニタリング活動には、完了した監査業務の検証（定期的な検証）を含んでいます。

モニタリング活動は、モニタリング活動を効果的に行うために十分な時間を含む適性及び適切な能力を有する者が実施します。

### 【不正リスクへの対応】

当監査法人は、不正リスクへの対応状況について、品質管理部監査業務管理課におけるモニタリング活動及び同ホットレビュー課による点検を通して、当監査法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを検証しています。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

モニタリング活動を通して検出した事項を発見事項として取り上げ、不備が存在するかどうか判断します。不備が識別された場合には、不備の重大性と広範性を以下により評価します。

識別された不備の根本原因を調査する。調査手続の内容、時期及び範囲を決定する際に、当監査法人は識別された不備の内容及び想定される重大性を考慮する。

識別された不備が品質管理システムに及ぼす影響を考慮する。この評価は識別された不備について個別に、及び他の不備との組み合わせにより実施する。

また、評価した不備に対処するための是正措置を、その根本原因の分析結果に応じてデザインし、適用する。

当該不備及び是正措置に関する事項は適時に社員会に報告され、監査チーム及び専門要員の各自がその責任に応じて迅速かつ適切な措置を講じることができるよう、伝達される仕組みとなっています。

### (3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当監査法人は、RSM QARC Policiesに基づき、不服と疑義の申立てについて、事務所の内外から通報できる仕組みを用意しています。また、内部通報に関しては、申立ての実施者が不利益を被ることなく報告することができるようチャンネルを確立しています。

#### 【不正リスクへの対応】

法人内外から寄せられた情報について、その重要性に鑑み、監査チームで情報を共有するとともに、品質管理担当責任者と情報を共有することとしており、当該事項の内容及び重要性を踏まえ、必要に応じて法律の専門家に助言を求める必要があるかどうかを判断することとしています。

## 7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

当監査法人が後任監査人となる場合及び前任監査人となる場合のいずれとも、引継ぎに関する方針及び手続に従い実施しています。

当監査法人が後任監査人となる場合、前任の監査事務所に対して、監査事務所の交代理由等の監査上の重要な事項について質問するよう定めています。

当監査法人が前任監査人となる場合、後任の監査事務所に対して、監査上の重要な事項を伝達するとともに、後任の監査事務所から要請のあったそれらに関連する監査調書の閲覧に応じるように定めています。

#### 【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務の場合で、当監査法人が後任監査人となる場合及び前任監査人となる場合のいずれとも、質問する事項又は伝達する事項について不正リスクへの対応状況を含めることとしています。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務で、当監査法人が後任監査人となる場合には、前任の監査事務所に対して質問した事項、その回答及びその回答に関する

る契約受嘱責任者による評価結果を上級審査会による審査で承認を受けることとしており、当監査法人が前任監査人となる場合には、引継前に引継内容について審査を受けるとともに、監査責任者は、監査チームが実施する引継の状況が、審査において承認を得た内容とかい離していないことを確かめることとしています。

#### 8 . 共同監査の方針及び手続

当監査法人は、共同監査を行う他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の品質を合理的に確保するものであるかどうかを監査契約の新規の締結及び更新の際、上級審査会において討議し、必要に応じて監査業務の実施の過程において確かめることとしています。また、監査業務の分担方法や査閲の方法等については、共同監査に関する協定書にて定めることとしています。

#### 9 . 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当事項はありません。

以 上

この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。